

議会第4号議案

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日

議会運営委員会委員長 朝 長 英 美

大村市議会議長 伊 川 京 子 殿

(提案理由)

議員の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>